



品格あるまじら 八潮をめぐりて

あなたの声を 景観(街並み)づくりへ!!

八潮市では、平成17年秋につくばエクスプレスが開業します。

今後、市域全域の街並みが大きく変貌することが予想されますので、市では景観(街並み)づくりの条例を制定したいと考えています。

このたび、条例の骨子素案がまとまりましたので、骨子素案について、皆さん、ご意見をお寄せください。

「(仮称)八潮市みんな 景観まちづくり条例」 素案の骨子

名称

「市民の皆さんと一緒に考え、まちづくりを進める」ことから、名称は「八潮市みんな景観まちづくり条例」と考えています。

基本理念

次のことを念頭に景観まちづくり

- ①総合的な施策の推進
- ②意識啓発・教育の充実

役割

景観まちづくりを進めるため、市民・事業者の役割を定めたいと考えています。

- ①地域の個性および特色の活用
- ②将来にわたり持続的に受け入れられる共有の財産という認識
- ③市民・事業者・市の協働により推進

《市の役割》

- ①総合的な施策の推進
- ②意識啓発・教育の充実

条例の骨子と街並みづくりへ 皆様のご意見をお寄せください

「景観まちづくり」を進めるうえで大事なことは、皆さんとともに取り組んでいくことと考えています。条例素案の骨子と街並みづくりに関し、皆さんからのご意見をお待ちしています。

▶ご意見は、12月24日(金)までに、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、都市デザイン課へ(電話、郵送、FAX、Eメールでも可、形式は自由です)

〒340-8588 中央1-2-1
八潮市役所都市デザイン課都市デザイン係
☎996-2111 内線335 FAX997-7310
Eメール: toshidesign@city.yashio.saitama.jp

市民団体

景観まちづくり推進のために、次の手法で市民参加を推進したいと考えています。

- ①市民団体の認定
- ②意見等の提案制度の創設
- ③ワークショップ等の開催

サポーター

市民活動の促進のため、景観まちづくりサポーター制度の創設を考えています。

審議会

景観まちづくりに関する重要な事項について、市民代表としての立場や専門的な立場から意見を聴く必要があるため、審議会の設置を考えています。

- ①市民、学識経験者、団体の代表など幅広く人選
- ②基本計画策定など、重要な事項についての意見聴取

都市デザイン課 ☎3335

DV防止法が改正されました

「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」(DV防止法)の一部を改正する法律が、平成16年6月2日に公布され、12月2日から施行されました。

改正のポイント

- (1)「配偶者からの暴力」定義の拡大
「配偶者からの暴力」の定義が、身体に対する暴力のほか、精神的暴力・性的暴力も含むものとして定義されました。
- (2)保護命令制度の拡充
①被害者が離婚した場合であっても、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により、生命または身体に重要な危害を受けるおそれがある場合には、被害者の申し立てにより、裁判所が保護命令を発することができるようになりました。
- (3)その他
②被害者への接近禁止命令が発せられていても、同居している子どもを、配偶者が連れ戻してしまつた場合、被害者は配偶者との面会を余儀なくされます。このようなことを防止するため、裁判所は被害者の申し立てにより、被害者の同伴する未成年の子への接近禁止命令ができるようになりました。
- (4)退去命令の期間が、現行の二週間から二カ月に拡大されました。
- (5)退去命令の再度の申し立てができるようになりました。
- (6)保護命令の再度申し立てをする場合において、配偶者暴力支援センター、警察等への相談等の事実が申立書に記載されている時は、公証人面前宣誓供述書の添付が不要になりました。

ドメスティック・バイオレンス(DV)についてのご相談は

埼玉県婦人相談センターDV相談室

☎048・600・6060

回月、土曜日午前10時～午後8時30分、日・祝日午前10時～午後5時

八潮市女性相談 ☎996・2159

回毎月第1・3水曜日午前10時～午後4時(要予約)

男女共同参画課 ☎811

新潟県中越地震被災地の救援に市職員派遣

▶小千谷市内の避難所で配食する市職員



市では、新潟県中越地震における被災者の救援のため、救援物資の輸送を始め、国・県の要請を受け、家屋の危険度判定士や応急給水活動に従事する水道関係職員など専門職の派遣を行ってきました。

また現在、11月22日から被災地へ一般の市職員を派遣しており、12月24日まで実施する予定です。

市職員は、公募によって募集し、原則4人ずつ5班に分け、毎週月曜日から金曜日まで被災地に派遣しています。

派遣にあたっては、新潟県災害対策本部と協議のうえ、小千谷市内の小・中・高等学校の避難所が派遣先に指定され、派遣先での任務は、避難所の運営に関することで、トイレの掃除、避難住民への配食、ごみの処理、施設の見回り等が主な仕事となっています。

現地では避難所の運営が長期化し、一般の市職員でも手伝える仕事があり、短期滞在のボランティアが多い中、週単位での長期の派遣は助かるという声が聞かれました。

図交通防災課 ☎305